

東京都重複多剤服薬管理指導事業実施要綱

令和2年5月22日 2福保保国第195号

1 通則

東京都重複多剤服薬管理指導事業（以下「本事業」という。）は、国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の健康保持・増進及び医療費適正化を推進することを目的として、関係機関と連携し、区市町村が行う重複多剤服薬者（以下「対象者」という。）に対する服薬管理・指導等の支援を行うとともに、被保険者の医薬品適正使用に対する意識向上を図る。

2 実施主体

本事業は、東京都（以下「都」という。）、都が指定する区市町村（以下「モデル区市町村」という。）及び公益社団法人東京都薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が共同で実施する。

3 モデル区市町村の指定

モデル区市町村は、別に定める基準に従い、都が指定する。

4 事業内容

(1) 重複多剤服薬管理指導

モデル区市町村は、診療報酬明細書等の情報を基に服薬管理指導等を行う対象者を抽出し、対象者に対して事業内容の案内及び事業参加の意思確認を行う。

薬剤師会は、事業への参加等について同意した対象者に対して、服薬管理・指導等を行う。

(2) 医薬品適正使用意識啓発

薬剤師会は、被保険者が薬局に残薬を持参できるバッグ（以下「残薬バッグ」という。）及び医薬品適正使用の啓発に関するリーフレットを作成し、薬剤師会の会員薬局に配布することで意識啓発を行う。

5 実施方法

都、モデル区市町村及び薬剤師会の役割は、以下のとおりとする。

なお、薬剤師会が実施する事業は都からの委託事業とし、別途委託契約を締結する。

(1) 都の役割

- ア 関係機関との連絡調整
- イ 進捗管理
- ウ 効果検証

(2) モデル区市町村の役割

- ア 対象者の抽出
- イ 対象者への通知（服薬管理・指導等への参加及び関係機関への個人情報提供に係る同意書の送付等）
- ウ かかりつけ医及び薬剤師会に対する対象者の連絡・情報提供
- エ 診療報酬明細書等の情報による効果検証及び都への結果報告

(3) 薬剤師会の役割

- ア 服薬管理・指導等を行う薬局・薬剤師の選定
- イ 対象者への服薬管理・指導等
- ウ モデル区市町村に対する服薬管理・指導等の結果報告
- エ 残薬バッグ及びリーフレットの作成並びに配布を通じた意識啓発
- オ 効果検証

6 実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度から令和4年度までとする。ただし、事業内容については適宜見直しを行うこととする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。